

入札心得（秋田市企画財政部地籍調査室）

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

（入札の参加および辞退）

- 2 入札者は、設計図書等をもとに、自ら積算し、「公募型指名競争入札のお知らせ」又は入札情報に、指定した時刻および場所で行う入札に臨んでください。入札時刻に遅れた場合は、参加できません。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあつては別紙様式の入札辞退届を秋田市企画財政部地籍調査室に提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、開札までに入札執行者に直接提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表に業務委託名等を表示した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。なお、入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問いません。）を記入してください。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とします。

（入札書の金額の数字および記載事項の訂正）

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】¥123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

（入札書の引換え等の禁止）

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

（入札の中止等）

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。
- (2) 入札の参加者がいないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（入札の無効）

- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札。
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札。
- (3) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札。

- (4) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者の入札。
- (5) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札。
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札。
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札。
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札。
- (9) 最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札。

(最低制限価格)

- 10 委託業務については、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定しています。

(落札者の決定)

- 11 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格制度が適用される業務委託（設計金額が50万円以上）は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者を落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 12 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札回数)

- 13 入札回数は、2回を限度とします。

(不調時の措置)

- 14 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、無効となる入札を除き原則入札金額の低い順2者での見積もり合わせに移行します。ただし、不調の場合は改めて指名等をし、入札をします。

(再度の入札に参加できない者)

- 15 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加できません。

(契約書の提出)

- 16 落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約の締結をしないときは、その落札は無効となります。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その期間を延長することができます。

落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、契約の意思がないものとみなしその落札は無効とします。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期間を延長することがあります。

(指名停止等)

- 17 この入札心得に反する行為をした場合、秋田市指名停止措置要綱第2条又は同第13条の規定により、指名停止又は入札参加資格を停止することがあります。

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項但し書）

- 18 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項但し書の規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

(異議の申し立て)

- 19 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。